

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団 奨学金貸与規程

第1章 総 則

第1条（奨学生の資格）

この財団が学資を貸与する場合は、学力優秀でありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

2 この財団から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

第2条（奨学金の額および貸与期間）

奨学金の額は月額 30,000 円以内とし、その貸与期間は貸与を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

第3条（願出の手続）

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書（誓約書を含む）に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- ① 履歴書（自筆のもの）
- ② 家族状況調査書
- ③ 学業成績証明書（調査書）および医師の診断書
- ④ 在学校長の推薦書
- ⑤ 写真（履歴書に貼付）

2 前項の連帯保証人は2名（未成年者を除く）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とする。

3 願書提出の期限は、毎年12月末日（休日を除く）とする。

4 上記第2項の連帯保証人が、不在の場合については、本財団に相談のうえ、対応を検討することができる。

第4条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、理事2名以内および学識経験者3名（評議員を含むことができる）による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在学を經由して本人に通知する。

第5条（奨学金の交付）

奨学金は、毎月1か月分ずつを交付することとし、特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて交付することができる。

第6条（奨学金領収証の提出）

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第7条（学業成績の報告と奨学金継続願の提出）

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第8条（奨学生の異動届出）

奨学生は次の各号の1に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- ① 長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第9条（転学または退学による奨学生の取扱い）

奨学生が転学または、退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第10条（奨学生の延長）

奨学生が大学院に進学し、大学院在学期間について奨学金貸与の継続を希望する場合は、在学証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第11条（奨学生の休止、停止および交付期間の短縮）

奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の卒業または性行などの状況により、補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を休止または停止し、あるいは奨学金の交付期間を短縮することがある。

第12条（奨学生の復活）

前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止または停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

第13条（奨学金の廃止）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、在学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- ① 疾病などのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑤ 在学で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑥ その他第1条第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第14条（奨学生の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

第15条（奨学金借用証書と返還予定書の提出）

奨学生が次の各号の1に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人2名が連署した奨学金借用証書に、この規程に定める基準によった奨学金返還予定書を添えて、直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または奨学金貸与期間が終了したとき
 - ② 退学したとき
 - ③ 奨学金の貸与を廃止されたとき
 - ④ 奨学金を辞退したとき
- 2 前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。
 - 3 第1項の連帯保証人のうち1名は、父母兄弟（未成年者を除く）またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第16条（奨学金の利息）

奨学金には利息をつけない。

第3章 奨学金の返還

第17条（奨学金の返還）

奨学生が、第15条第1項各号の1に該当するときには、貸与の終了した月の翌月より起算して1年を経過した後10年以内に奨学金を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は年賦、半年賦、月賦またはその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還をすることができる。
- 3 前2項の規程に係らず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の1に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。
 - ① 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - ② 偽りの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - ③ 返還金の支払を怠ったとき
 - ④ 奨学金借用証書と返還予定書の提出を怠ったとき
- 4 前3項の規程により本財団より奨学金の償還を求められたにも拘らず、その求めに応じない場合には、本財団は、顧問弁護士と協議の上、必要な調査および法的措置をとることができる。

第18条（奨学生であった者の届出）

奨学生が第15条第1項各号の1に該当するときは、6か月以内に、その住所および職業を届出なければならない。

- 2 奨学生であった者が大学院に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。
- 3 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときまたはその氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

第19条（奨学金の返還猶予）

奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- ① 失業のため収入がないとき
 - ② 災害または疾病等によって返還が困難になったとき
 - ③ 大学院に在学するとき
 - ④ 外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
 - ⑤ その他真に止むを得ない事由によって、返還が著しく困難となった時
- 2 返還猶予期間は前項第3号に該当するときは、その事由継続中とする。その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、5年を限度とする。

第20条（返還猶予の願出）

返還猶予を願出ようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

- 2 奨学金返還猶予願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。
- 3 前条第1項第3号に該当する者で、第18条第2項による届出をした者については、前2項の規程に係らず、この届出をもって猶予願とみなしその返還を猶予する。

第21条（延滞金）

奨学生であった者が正当な事由なくして奨学金の返還を怠ったときは、年3パーセントの割合をもって算出した延滞金を徴収することがある。

第22条（死亡の届出）

奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添え、在学中の学校長を経て、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

第23条（奨学金の返済免除）

奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

第24条（返還免除の願出）

奨学金の返済免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 死亡による場合は戸籍（除籍）謄本、障害による場合はその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- ② 返還不能の事実を証する書類

第25条（返還免除願出の期限）

奨学金返還免除願は、その事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。ただし特別の事情があったと認められる場合は、更に1年以内にその期限を延長することができる。

第26条（返還免除の決定）

奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 補 則

第27条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

第28条 この規程は昭和51年11月22日より実施する。

第29条 この規程は平成25年5月22日より一部変更する。

第30条 この規程は平成29年11月13日より一部変更する。

第31条 この規程は平成31年3月11日より一部変更する。

第32条 この規程は令和2年5月19日より一部変更する。